

第23回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年7月28日(木) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 9名

1番 嗟 峨 弘 巳

2番 押 切 秀 志

3番 橋 場 和 幸

5番 百 々 栄 二

6番 山 下 康 紀

9番 新 井 功 仁 恵

10番 妹 尾 伸 二

11番 阿 部 栄 子

12番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 酒 井 美 和 子

農政係長 村 田 直 樹

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

- 日程第 1 総会成立報告
- 日程第 2 開会
- 日程第 3 議事録署名委員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 会務報告
- 日程第 6 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 日程第 7 議案第 1 号 農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認
について
- 日程第 8 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 3 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告
について
- 日程第 1 0 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第23回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。
本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ9名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。
それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。
7月に入りましても天候不順により農作業や収穫作業の遅れが目に見える状況となっており不安要素の中ではありますが何とか続けている状況となっております。
コロナウイルスにおかれましても皆様には十分に気をつけていただきたいと思います。
さて、本日は報告1件、議案3件となっております。慎重審議をお願いして、開会の挨拶に代えさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。
本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、9番新井委員、10番妹尾委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。
本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。
提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、提案の理由及

びその内容を御説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第3条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。

この度の届出は、相続による権利の取得1件でございますが、整理番号1の届出人は、浜中町茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で、故〇〇〇〇氏名義の農地について、令和〇年〇〇月〇〇日付けで権利の取得をしたものでございます。今回の届出により取得した農地は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇〇㎡でございますが、詳細につきましては、議案書2ページ、3ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思っております。

以上、本人からの届出に基づき、ご報告申し上げますので、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第1号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について議題とします。

提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」と

されております。また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、1件の届出でございますが、整理番号1は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇〇〇〇〇より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇〇線〇〇〇番地、面積〇万〇〇〇〇〇m²、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日までとなっておりますが、農地法第17条の規定により平成〇〇年〇月〇日より法定更新を行っており、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第1号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、使用貸借による権利の設定1件、賃貸借による権利の設定1件、合計2件の許可申請でございますが、整理番号1は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇

○、対象地は茶内西○○線○○○番地、面積○万○○○○○㎡で、この土地を茶内西○○線○○番地、○○○○氏に賃貸借による権利の設定、次に整理番号2は、西円朱別西○○線○○番地○、○○○○氏、対象地は茶内西○○線○○○番ほか○○筆、面積○○万○○○○○㎡で、この土地を西円朱別西○○線○○番地○、○○○○氏に使用貸借による権利の設定を行うものです。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。
なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えたいします。

長 島 主 事 (説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。
整理番号1と2について、10番妹尾委員、お願いします。

妹 尾 委 員 整理番号1については、○○○○氏は独身ですが、従業員を一人雇っており適正規模で経営しておりますので賃貸借することに問題は無いと思います。
整理番号2については、○○○○氏については○○○○氏と共に親子で一生懸命仕事を行っておりますので経営継承することに問題は無いと思います。

議 長 ありがとうございます。
これから、議案第2号の質疑を行います。本案については、整理番号2で○○○○委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、先に整理番号1の審議を行い、その後、整理番号2の審議を行いたいと思います。
それでは、これから議案第2号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2の質疑を行います。○○○○委員につきましては、ここで退席願います。

事務局 長	確認次第お知らせいたします。
議 長	ほかに質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に整理番号6について、質疑を行います。 質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。 整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。お諮りします。 整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

日程第10 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会について、8月26日、金曜日、午前10時からを提案いたします。

議長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、8月26日、金曜日、午前10時からということでよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、8月26日、金曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。
これで、第23回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前10時40分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

9番 新井功仁恵

浜中町農業委員会

10番 妹尾伸二